

平成30年度 兵庫県健康財団結核対策研究奨励賞 応募要領

1 奨励の目的等

結核の予防と感染拡大防止等に有益な対策の研究を行っているチームに助成奨励することにより、結核制圧に向けた体制づくりの進展に寄与することを目的とする。

2 対象

兵庫県内において、結核の予防と感染拡大防止等に有益な対策の研究に関し、臨床及び公衆衛生、または看護・患者支援等にかかわる保健医療看護職で構成されるチームを助成奨励の対象とする。

(1) 医療機関において対策の研究に取り組むもの

(2) 県健康福祉事務所、政令市保健所及び関係機関が協同して対策の研究に取り組むもの

また、平成30年4月1日から平成31年3月31日の期間内に開始及び終了する対策の研究を対象とし、応募は一チームにつき一研究とする。

ただし、次に掲げるものは除く。

- ・他から助成金又は奨励金を受けている対策の研究
- ・前年度に当奨励賞の助成金を受けた対策の研究

3 申請できる経費

対策の研究に必要な旅費、謝金、会場費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費等（ただし、机、いす、コピー機、パソコン及びパソコン関連機器等当該研究終了後においても使用可能な設備・備品の経費は認められない。

また旅費（学会等への出席）の上限は、助成決定額の20%以内とする。

4 奨励賞助成金の額

研究1題について、50万円を限度とする。

5 奨励研究数

概ね1～3研究とする。

6 応募方法

所定の申請書(別添)を使用し、所定の推薦書、実施計画書及び収支予算書を添付し、応募先に送付するものとし、推薦書の推薦者は、結核の予防と感染拡大防止に関連する施設の長とする。

7 応募・照会先

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課 担当：和久秀則

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12

Tel：078-579-0600 Fax：078-579-1400

8 応募受付期間 平成30年1月4日(木)～2月28日(水)

9 審査・選考

外部委員を含めた審査委員会において審査の上、奨励賞贈呈者及び贈呈額を決定し、応募者に通知する。

奨励金の贈呈は、概ね平成30年6月頃とし、振込みは贈呈後所定の手続きを経て行う。

10 報告

(1) 結核対策研究奨励賞を受けた者は、平成31年4月30日までに研究成果報告書（実績報告書）を提出しなければならない。なお、報告書の要旨を取りまとめて公表する予定としている。

(2) 上記(1)に添付する収支報告書には領収書を添付しなければならない。

(3) 助成を受けた研究について、研究成果の発表を行った場合には、論文の別刷を提出しなければならない。

(4) 研究成果を発表する場合には、兵庫県健康財団結核対策研究奨励賞を受けたことを明示しなければならない。

11 個人情報の取扱いについて

当財団では、応募に伴って取得する個人情報について以下の通りに取り扱う。

- ・ 応募にともなって当財団が取得する個人情報は、審査・選考及び応募者への連絡に利用し、他の目的では利用いたしません。また、本人の同意なく、第三者への提供または委託することはありません。
- ・ ご記入いただきました個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のお手続きは、下記の窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取扱いについての問い合わせ窓口】

公益財団法人兵庫県健康財団 総務部総務企画課

Tel : 078-579-1300 e-mail : somukikaku@kenkozaidan.or.jp

※募集への応募をもって上記事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

12 反社会勢力からの応募について

反社会勢力および反社会勢力と関係すると認められる団体または施設からの応募は受け付けない。

13 倫理委員会の承認について

応募者の所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究については、研究の開始にあたり承認を得るものとする。

倫理委員会の承認が必要な場合は、奨励賞研究費の振込にあたり承認を得た旨の文書を提出するものとする。

14 その他

この助成事業は、研究される方々の計画的な研究や研究期間の確保などを考慮し、予算の正式決定前に募集するもので、平成30年3月中旬に開催予定の理事会の決議を条件とする。

15 施行期日

この要領は、平成29年12月7日から施行する。